

3 教育課程について

Q：教育課程については、どのような配慮点や運用の例がありますか？

A：(1) 主に以下のような配慮点があります。

① 児童生徒の実態把握

「障害の状態及び発達段階や特性等を的確に把握すること」、また、「地域や学校の実状を考慮し、教育課程を編成すること」が大切です。児童生徒によっては「学習面だけでなく身辺処理やコミュニケーション能力、運動能力等様々な観点で実態を整理し、生かしていくこと」が必要な場合もありますので、適切な実態把握の上で編成することが必要です。

② 特別な教育課程の編成

小・中学校に準ずる教育課程を編成することが基本となりますが、特別支援学級においては、学級の実態や児童生徒の障害の程度等を考慮の上、特別な教育課程によることができます。具体的には、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領を参考にします。

- 1 自立活動を取り入れる。⇒(2)①小・中学校に準ずる時間割 参照
- 2 下学年の教科・内容に替える。
- 3 各教科を、知的障害特別支援学校の各教科等に替える。

⇒(2)②肢体不自由の他に知的障害を併せ有する児童生徒の時間割 参照
児童生徒一人一人に個別の指導計画を作成し、それに基づいて指導します。

⇒詳しくは「学校教育法施行規則 138条」「小学校学習指導要領／解説」「中学校学習指導要領／解説」「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領／解説」を参考にしてください。
⇒自立活動については、**4 自立活動について P7 (3)**

(2) 実際には次のように運用することができます。(※本校での例です)

① 小・中学校に準ずる時間割

※小学部5年生の例

	月	火	水	木	金
1	音楽	社会	国語	音／算	国／社
2	算数	算数	算／社	算数	外国語
3	家／国	外国語	家庭科	理科	特別活動
4	国語	体育	算数	体／図	総合
5	図工	書写	理科	国語	道徳
6	理科	総合	社会	自立活動	クラブ (#10回)

※中学部2年生の例

	月	火	水	木	金
1	英語	音楽	社会	理科	英語
2	国語	理科	特別活動	社会	保健体育
3	数学	国語	理科	国語	数学
4	国語	英語	英語	理科	社会
5	技術家庭	保健体育	数学	美術	総合的な学習
6	技術家庭	自立活動	道徳	総合的な学習	保健体育

② 肢体不自由の他に知的障害を併せ有する児童生徒の時間割

※小学部2年生の例

	月	火	水	木	金
1	日常生活の指導 ----- 自立活動				
2	算数	音楽	国語	算数	遊びの指導
3	体育	生活	遊びの指導	図画工作	特別活動
4	体育	生活	遊びの指導	図画工作	国語
5		自立活動	自立活動	音楽	
6					

※中学部1年生の例

	月	火	水	木	金
1	日常生活の指導				
2	数学	国語	特別活動	国語	保健体育
3	作業学習	生活単元学習	作業学習	生活単元学習	美術
4	作業学習	生活単元学習	作業学習	生活単元学習	美術
5	音楽	保健体育	自立活動	音楽	数学
6	国語	社会	理科	総合的な学習	

- 各教科等を合わせた指導（日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習）を行うことができます。なお、本校では、道徳教育は学校の教育活動全体を通じて行っています。
- 小中学校、高等学校と同じ文部科学大臣の検定を受けた教科書を使用することが適当でない場合には、文部科学省著作教科書や学校教育法附則第9条の規定による一般図書を教科書として使用することができます。

③ 自立活動を主とした時間割

※小学部5年生の例

	月	火	水	木	金
1	日常生活の指導				
2	自立活動	自立活動	自立活動	自立活動	自立活動
3	音楽	体育	音楽	体育	特別活動
4	自立活動（給食）				
5	算数	自立活動	自立活動	国語	
6		自立活動			

※中学部3年生の例

	月	火	水	木	金
1	日常生活の指導				
2	国語	自立活動	特別活動	国語	保健体育
3	自立活動	音楽	数学	自立活動	自立活動
4	自立活動（給食）				
5	自立活動	保健体育	自立活動	音楽	自立活動
6		自立活動		自立活動	

- 重複障害者については、一人一人の障害の状態が多様であり、発達の偏りも大きいことから、心身の調和的発達の基盤を培うことをねらいとした指導が特に必要となります。このようなねらいに即した指導は、主として自立活動において行われます。
- 重複障害者のうち、児童生徒の障害の状態により特に必要がある場合には、自立活動を主として指導を行うことができます。本校では、個々のねらいに応じて、グループで行うこともあります。